

(趣旨)

第1条 この告示は、地震発生時における住宅被害の軽減や危険ブロック塀等の倒壊による被害防止、避難経路の確保及び強風による瓦屋根の脱落による被害防止を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、予算の範囲内においてひゅうが住まいの耐震化等支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、補助金等の交付に関する規則(昭和46年日向市規則第8号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧耐震木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工し、現に完成している木造住宅をいう。
- (2) 耐震診断士 宮崎県木造住宅耐震診断士として県に登録された者をいう。
- (3) 耐震診断 宮崎県が定める宮崎県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき、耐震診断士が行う旧耐震木造住宅の耐震性能に関する診断をいう。
- (4) 耐震補強設計 耐震診断の結果、上部構造評点のうち最小の値(以下「評点」という。)が1.0未満の旧耐震木造住宅について、耐震性能を向上するために耐震診断士が計画し、一般財団法人日本建築防災協会が定める「一般診断法」、「精密診断法」又はこれらと同等と認められる診断法(以下「一般診断法等」という。)によりその評点が1.0以上であることを確認した補強設計をいう。
- (5) 一次補強設計 耐震診断の結果、評点が0.7未満の旧耐震木造住宅について、段階的に耐震性能を向上するために耐震診断士が計画し、一般診断法等によりその評点が0.7以上1.0未満であることを確認した補強設計をいう。
- (6) 二次補強設計 一次補強設計を完了した旧耐震木造住宅について、段階的に耐震性能を向上するために耐震診断士が計画し、一般診断法等によりその評点が1.0以上であることを確認した補強設計をいう。
- (7) 耐震改修工事 耐震診断の結果、評点が1.0未満の旧耐震木造住宅(地盤の総合評価に注意事項がないものに限る。第9号において同じ。)を、耐震補強設計により耐震補強する工事をいう。ただし、原則として耐震性向上に有効な工事以外の改修及び増築に係る工事は含まない(次号において同じ。)
- (8) 段階的耐震改修工事 次号及び第10号により耐震補強する工事をいう。
- (9) 一次耐震改修工事 耐震診断の結果、評点が0.7未満の旧耐震木造住宅を一次補強設計により、評点を0.7以上1.0未満に耐震補強する工事をいう。
- (10) 二次耐震改修工事 一次耐震改修工事を完了した旧耐震木造住宅を二次補強設計により、評点を1.0以上に耐震補強する工事をいう。

- (11) 瓦屋根 粘土瓦、プレスセメント瓦で施工された屋根をいう。
- (12) かわらぶき技能士 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づき実施されるかわらぶき技能検定試験に合格した者をいう。
- (13) 瓦屋根工事技士 一般社団法人全日本瓦工事業連盟の実施する試験に合格し、認定された者をいう。
- (14) 瓦屋根診断技士 一般社団法人全日本瓦工事業連盟の実施する講習を受講し、認定された者をいう。
- (15) 建築士 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士をいう。
- (16) 耐風診断 かわらぶき技能士、瓦屋根工事技士、瓦屋根診断技師又は建築士(以下「かわらぶき技能士等」という。)が、屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件(昭和46年建設省告示第109号。以下「告示基準」という。)への適合を確認するために行う瓦屋根の診断をいう。
- (17) 耐風改修 告示基準に適合していない瓦屋根の全てを、同基準に適合するように行う瓦屋根の改修工事をいう。
- (18) 危険ブロック塀等 補強コンクリートブロック造の塀又は組積造の塀(以下「ブロック塀等」という。)で、次に掲げる要件を満たすものをいう。
- ア 連続するブロック塀等の全部又は一部が、児童の通学に供する通路又は日向市建築物耐震改修促進計画に定める避難路(以下「通学路等」という。)に面するもの。ただし、通学路等と敷地の境界線より後退する位置にあるもののうち、市長が相当と認めるものは、通学路等に面するものとして取り扱う。
- イ ブロック塀等の通学路等からの高さ又は擁壁等の上に築造するブロック塀等で当該擁壁等とブロック塀等を合計する高さが80センチメートルを超えるもの。ただし、連続するブロック塀等で高さが80センチメートルを超える部分と80センチメートル以下である部分が混在するものは、80センチメートルを超えるものとして取り扱う。
- ウ 一般財団法人日本建築防災協会「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」により健全性が確保されていないことを市が確認したもの
- エ その他市が現地状況を確認し、相当であると認めるもの
- (19) 除却 危険ブロック塀等及び基礎を全て取り除くことをいう。
- (20) 除却に係る建設業の許可 建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第3条第1項の許可をいう。
- (21) 建替え 除却をし、地震に対して安全な構造である塀等を新設することをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、第7条に規定する交付決定の通知を受ける

前に事業に着手したものは、補助対象事業としない。

(1) 耐震診断 次に掲げる要件を満たす耐震診断

ア 本市に本店、支店、営業所等(以下「本店等」という。)を有する建築士事務所が請負契約に基づき行うもの

イ アの規定により契約した建築士事務所に所属する耐震診断士が診断するもの

(2) 耐震改修 次に掲げる要件を満たす耐震改修工事又は段階的耐震改修工事

ア 前号アに規定する建築士事務所に所属する耐震診断士が、当該事業に係る耐震補強設計又は一次補強設計若しくは二次補強設計を行ったものであって、かつ、工事監理を行うもの

イ 本市に本店等を有する事業者(以下「市内事業者」という。)が、請負契約に基づき行うもの

(3) 耐風診断 次に掲げる要件を満たす住宅の耐風診断

ア かわらぶき技能士等が在籍する市内事業者が請負契約に基づき行うもの

イ アの規定により契約した事業者に在籍するかわらぶき技能士等が診断するもの

(4) 耐風改修 市内事業者が請負契約に基づき行う住宅の耐風改修

(5) 危険ブロック塀等除却又は建替え 次に掲げる要件を満たす危険ブロック塀等の除却又は建替え

ア 敷地内の危険ブロック塀等を除却(現地の状況によりやむを得ないと市長が認める場合であつて、危険ブロック塀等の高さを80センチメートル以下とするために部分的に取り除くものを含む。)し、又は建替えるもの

イ 市内事業者(500万円未満の除却を請け負う場合で、除却に係る建設業の許可を有していない場合は、建設リサイクル法による県知事の登録を有する者)が、請負契約に基づき行うもの

ウ 建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)第42条第2項の規定により道路とみなされる道に面するものにあつては、市と道路後退計画に係る協議が完了していること。

(補助対象住宅等)

第4条 補助金の交付対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)及び危険ブロック塀等は、前条の補助事業の区分に応じ、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 耐震診断及び耐震改修 次に掲げる要件を満たす旧耐震木造住宅

ア 市内に存するもの

イ 法人その他の団体又は国、地方公共団体その他の公的機関が所有又は管理するものでないもの

ウ 賃貸借の用に供するものでないもの

エ 居住の用に供する部分が延べ面積の2分の1を超えるもの

オ 地上階数が2以下のもの(地階があるものを除く。)

カ 在来軸組構法、枠組壁構法又は伝統的構法で建築されたもの(国土交通大臣の特別な認定を得た工法によるものを除く。)

(2) 耐風診断 次に掲げる要件を満たす住宅

- ア 市内に存するもの
- イ 法人若しくはその他の団体又は国、地方公共団体若しくはその他の公的機関が所有又は管理するものでないもの
- ウ 賃貸借の用に供するものでないもの
- エ 居住の用に供する部分が延べ面積の2分の1を超えるもの
- オ 令和3年12月31日以前に着工された住宅で瓦屋根のもの

(3) 耐風改修 次に掲げる要件を満たす住宅

- ア 耐風診断の対象となるもの
- イ 耐風診断の結果、告示基準に適合していないと診断されたもの。ただし、瓦屋根が明らかに同基準に適合していないと市長が認める場合においては、耐風診断を要さないものとする。

(4) 危険ブロック塀等除却又は建替え 次に掲げる要件を満たす危険ブロック塀等

- ア 第1号のア及びイの要件をみたすもの
- イ 危険ブロック塀等に係る敷地(危険ブロック塀等がある一団の土地をいう。)又は当該敷地に存する建築物の延べ面積の2分の1を超える部分を、現に収益を得るために供していないこと。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 補助対象住宅又は危険ブロック塀等を所有する者若しくは補助対象住宅に居住する者。ただし、補助対象住宅に居住する者にあつては、当該住宅を所有する者が同意する場合に限る。
- (2) 市税及び国民健康保険税を滞納していない者
- (3) 日向市暴力団排除条例(平成23年日向市条例第23号)第2条第1号の暴力団又は同条第3号の暴力団関係者でない者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる助成制度等により、補助対象事業に要する費用を受給し、又はする者は、申請をすることができない。ただし、当該助成制度等の助成等の対象とならない事業で、第3条の補助対象事業に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 日向市伝統的建造物群保存地区保存整備費補助金の交付に関する要綱(令和5年日向市告示第38号)に規定する伝統的建造物群保存地区保存整備費補助金
- (2) 公共工事の実施に伴い移転の対象となった補助対象住宅又は危険ブロック塀等の補償
- (3) その他市長が認める助成制度等

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第5号に規定する補助対象事業のうち、次のいずれかに該当する部分の除却費については、補助対象経費としない。

(1) 基礎及び地中に埋設する部分

(2) 土留めとなる部分又は危険ブロック塀等が擁壁等の上に築造される場合の当該擁壁等の部分

(3) 危険ブロック塀等に付帯するフェンス、門柱、門扉、目隠し等（以下「フェンス等」という。）

の部分がある場合、当該フェンス等の部分。ただし、門柱で、その構造等が危険ブロック塀等に類似する等の理由により市長が適当と認めるものはこの限りでない。

3 補助金の額は、別表1に定めるとおりとする。この場合において、1,000円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請及び交付決定)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に事業計画書及び関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定(以下「交付決定」という。)に当たり、必要な条件を付することができる。

(事業計画の変更及び承認)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業計画を変更するときは、あらかじめ補助事業計画変更承認申請書(様式第3号)に変更事業計画書及び関係書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、補助事業計画変更承認(却下)通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、事業計画の変更の承認に当たり、必要な条件を付することができる。

(状況報告及び指示)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となるときは、速やかに補助事業遅滞等報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する報告書の提出があった場合のほか、必要と認めるときは、当該補助事業者に対し、指示書(様式第6号)により、必要な措置を講ずるよう指示することができる。

(中止の届け)

第10条 補助事業者は、補助対象事業を中止するときは、補助事業中止届出書(様式第7号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(完了報告及び交付確定)

第11条 補助事業者は、補助対象事業を完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定を通知した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、補助事業完了報告書(様式第8号)に事業実績報告書及び関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該期日を変更又は延長する必要があると認めるときはこの限りではない。

2 市長は、前項に規定する報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じた調査を行い、適当と認めるときは補助金の交付額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付額の確定に当たり、必要に応じて補助事業者又は関係する耐震診断士や工事監理者、施工者、耐風診断を行った者に対し、報告内容について説明を求めることができる。

(補助金の請求、受領及び交付)

第12条 補助事業者は、前条第2項に規定する通知があった日から起算して10日を経過する日までに、補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、第3条に定める請負契約を締結する建築士事務所、建設事業者、耐風診断実施者、耐風改修実施者又は解体事業者(以下「契約事業者」という。)を代理人と定め、補助金の請求及び受領を委任することができる。

3 前項に規定する委任を受けた契約事業者は、前条第2項に規定する通知があった日から起算して10日を通過する日までに、補助金交付請求書(様式第10号)のほか補助金代理請求及び代理受領に関する委任状を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項又は前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに当該補助金の請求をした者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 第9条第2項に規定する指示を遂行又は完了する見込みがないとき。

(2) 補助対象事業を中止するとき。

(3) 補助対象事業を予定の期間に遂行又は完了する見込みがないとき。ただし、市長が認めるときはこの限りではない。

(4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(5) その他この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消すときは、交付決定取消通知書(様式第11号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金返還命令書(様式第12号)により補助事業者等に当該取消額の返還を命ずるものとする。

(免責)

第15条 市は、補助対象者と契約事業者その他第三者との間で生じる紛争又は損害について、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和6年8月1日から施行する。
- 2 日向市屋根耐風診断支援事業補助金交付要綱(令和4年日向市告示第235号)及び日向市屋根耐風改修支援事業補助金交付要綱(令和4年日向市告示第236号)は、廃止する。
- 3 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和7年4月1日告示第136号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和8年4月1日告示第138号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表1(第6条関係)

補助事業の区分	補助金の額
耐震診断	補助対象経費に136分の130を乗じて得た額(13万円を限度とする。)
耐震改修	耐震改修工事 補助対象経費に5分の4を乗じて得た額(115万円を限度とする。)
	段階的耐震改修工事のうち一次耐震改修工事 補助対象経費に5分の4を乗じて得た額(69万円を限度とする。)
	段階的耐震改修工事のうち二次耐震改修工事 補助対象経費に5分の4を乗じて得た額(46万円を限度とする。)
耐風診断	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(2万1,000円を限度とする。)
耐風改修	次に掲げる額のうち、低い方の額(55万2,000円を限度とする。)
	(1) 補助対象経費に100分の23を乗じて得た額 (2) 屋根面積(m ²)に2万4,000円を乗じて得た額に100分の23を乗じて得た額
危険ブロック塀等 除却又は建替え	次に掲げる額のうち、低い方の額(23万6,000円を限度とする。)
	(1) 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額
	(2) 除却する危険ブロック塀等の延長(m)に1万2,000円を乗じて得た額に3分の2を乗じて得た額 (3) 建替える危険ブロック塀等の長さ(m)に2万7,000円を乗じて得た額に3分の2を乗じて得た額。

文 書 番 号
年 月 日

様

日向市長

補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請があった、ひゅうが住まいの耐震化等支援事業による補助金の交付については、可否を決定したので、ひゅうが住まいの耐震化等支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 交付の可否 交付する 交付しない

2 交付決定額 円

3 交付決定に付する条件

- (1) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保にしてはならない。
- (2) ひゅうが住まいの耐震化等支援事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

4 交付しない場合の理由

文 書 番 号
年 月 日

様

日向市長

補助事業計画変更承認（却下）通知書

年 月 日付で申請があった、ひゅうが住まいの耐震化等支援事業の事業計画の変更の承認については、可否を決定したので、ひゅうが住まいの耐震化等支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 変更承認の可否 承認する 承認しない

2 変更交付決定額 円

3 変更承認に付する条件

- (1) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保にしてはならない。
- (2) ひゅうが住まいの耐震化等支援事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

4 却下する場合の理由

年 月 日

日向市長 様

報告者 住 所
氏 名

補助事業遅滞等報告書

年 月 日付け（文書番号）で交付決定の通知があった、ひゅうが住まいの耐震化等支援事業については、遅滞等が生じるので、ひゅうが住まいの耐震化等支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 遅滞等の内容	
2 遅滞等の理由	

文 書 番 号
年 月 日

様

日向市長

指 示 書

年 月 日付け（文書番号）で交付決定を通知した、ひゅうが住まいの耐震化等支援事業については、ひゅうが住まいの耐震化等支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり指示します。

記

1 指示の内容	
2 その他	

年 月 日

日向市長 様

届出者 住 所
氏 名

補助事業中止届出書

年 月 日付け（文書番号）で交付決定の通知があった、ひゅうが住まいの耐震化等支援事業については、中止したいので、ひゅうが住まいの耐震化等支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 中止の理由

2 関係書類

- （1） 委任状（申請時に委任している場合を除く。）
- （2） 補助金交付決定通知書
- （3） 補助事業計画変更承認通知書（変更承認の通知を受けた場合）
- （4） その他市長が必要と認める書類

年 月 日

日向市長 様

報告者 住 所
氏 名

補 助 事 業 完 了 報 告 書

年 月 日付け（文書番号）で交付決定の通知があった、ひゅうが住まいの耐震化等支援事業については、補助事業を完了したので、ひゅうが住まいの耐震化等支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、事業実績報告書及び関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 事業実績報告書 別紙のとおり

2 交付決定額 円

文 書 番 号
年 月 日

様

日向市長

補 助 金 交 付 確 定 通 知 書

年 月 日付けで補助事業完了の報告があった、ひゅうが住まいの耐震化等支援事業については、補助金の交付額を確定したので、ひゅうが住まいの耐震化等支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

交付確定額

円

年 月 日

日向市長 様

請求者 住所
氏名 印
電話番号

補助金交付請求書

年 月 日付け (文書番号) で交付確定の通知があった、ひゅうが住まいの耐震化等支援事業補助金については、ひゅうが住まいの耐震化等支援事業補助金交付要綱第 12 条第 1 項 (第 3 項) の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

請求金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

2 振込先

金融機関名									
本店・支店 支所・出張所									
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座								
口座番号									
フリガナ									
口座名義人									

文 書 番 号
年 月 日

様

日向市長

交 付 決 定 取 消 通 知 書

年 月 日付け (文書番号) で交付決定を通知した、ひゅうが住まいの耐震化等支援事業補助金については、交付決定を取り消すので、ひゅうが住まいの耐震化等支援事業補助金交付要綱第 13 条第 2 項の規定により下記のとおり通知します。

記

補助金交付決定額	円
取 消 額	円
取消し後の交付額	円
取消しの理由	
備 考	

文 書 番 号
年 月 日

様

日向市長

補 助 金 返 還 命 令 書

年 月 日付け (文書番号) で交付決定の取消しを通知した、ひゅうが住まいの耐震化等支援事業補助金については、ひゅうが住まいの耐震化等支援事業補助金交付要綱第 14 条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

補助金返還命令額	円
返還の理由	
備 考	